

令和6年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、3枚あります。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【民 法】

解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第1問

次の各小問の文章は、民法に関するある内容について説明したものである。それぞれの末尾に記載されている指示に注意しながら、各小問の（ ）に入る言葉を答えなさい。

(各4点×10問)

- (1) 現行民法は、明治政府がお雇い外国人であるフランス人学者（ ）を中心に作成させた旧民法を修正したものである。〔6字〕
- (2) 代理人は、本人のために意思表示をするときには、そのことを相手方に対して示さなければならない。これを（ ）という。〔2字〕
- (3) ある動産の所有権を有しない者との間で当該動産について売買契約を締結し、現実の引渡しを受けたときに、善意かつ無過失であれば、買主は当該動産の所有権を取得する。このような制度を、（ ）という。〔4字〕
- (4) 同一の所有者に属する土地と建物の一方のみに抵当権が設定されたときは、抵当権設定者は、競売の場合に土地のための利用権を設定したものとみなされる。この利用権のことを（ ）という。〔5字〕
- (5) （ ）は、債権担保のために目的物件の所有権を移転するものであるが、この所有権移転の効力は債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ認められる、とするのが判例法理である。〔4字〕
- (6) 債務者が自己の権利を行使しないときに、債権者が債務者に代わって権利を行使することにより、責任財産の維持を図るための権利を、（ ）という。〔6字〕
- (7) 債権譲渡の対抗要件としての通知又は承諾について見られるような「確定日付のある証書」とは何か、については、（ ）法に規定がある。〔4字〕
- (8) 判例法理は、「民事上の不法行為たる名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合には、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があれば、上記行為は（ ）がなく、また、真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、上記行為には故意又は過失がなく、不法行為は成立しない。」としている。〔3字〕
- (9) 判例によれば、離婚に伴う（ ）は、法の趣旨に反して不相当に過大であり、（ ）に仮託してされたものであると認めるに足りるような特段の事情のない限り、詐害行為とはならない。〔4字〕（なお、2つの括弧には同じ言葉が入る）
- (10) 被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始時に無償で居住していた場合には、遺産分割が確定するか、相続開始時から6か月を経過するまでは、その建物に無償で居住する権利を有する。これを、配偶者（ ）という。〔5字〕

第2問

次の各小問に答えなさい（それぞれ解答用紙の10行以内で記入すること）。

- (1) 自動車を運転していたところ、3歳の子どもが飛び出してきた、衝突してしまい、その子どもに怪我をさせてしまった。このとき、過失相殺がなされるかについて、肯定と否定と双方の見解を、理由を付して説明しなさい。(配点20点)
- (2) 民法545条1項は、そのただし書で、解除がされ、原状回復がなされるべき場合においても、「第三者の権利を害することはできない。」としている。このルールの意義について、具体的な例を示しつつ、説明しなさい。(配点20点)

第3問

Aは、Bとの間で、自己所有の不動産（本件不動産）を、代金2000万円でBに売却するという契約を締結した。Bは、AからBへの所有権移転登記を行うのに必要な書類一式だといわれて、いくつかの書類をAから引き渡されたので、Aに対し代金全額を支払った。ところが、その書類には不備があり、Bは、移転登記を行うことができないでいた。その間に、Aは、「Bへの所有権移転を妨害すれば、Bから解決金を取得することができる」とCに持ちかけた。Cはそれを了解し、Aとの間で本件不動産につき売買契約を締結した。Cは、代金としてAに300万円を支払い、AからCへの所有権移転登記手続きも行われた。しかし、Cは、その後、事情を知らないDに本件不動産を代金2000万円で転売し、DはCに代金を支払うとともに、移転登記を受けた。

以上の事実関係のもとにおけるA、B、C、Dの間の法律関係について説明しなさい。(配点40点)

以 上